

第十回 地方公共団体の議員及び長の選挙 両院協議会会議録第一号

昭和二十六年一月三十日(火曜日)午前十一時四十八分開会

昭和二十六年一月二十七日衆議院議長において協議委員を左の通り指名した。

- 中島 守利君、山口喜久一郎君、石田 博英君、倉石 忠雄君、前尾繁三郎君、川本 未治君、福永 健司君、椎熊 三郎君、床次 徳二君、藤田 義光君

同日互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

- 議長 中島 守利君、副議長 山口喜久一郎君、昭和二十六年一月二十九日参議院議長において協議委員を左の通り指名した。

- 棚橋 小虎君、中田 吉雄君、野澤 勝君、吉川末次郎君、岡本 愛祐君、西郷吉之助君、鈴木 直人君、岩木 哲夫君、小川 久義君、矢嶋 三義君

同日互選の結果、正副議長を左の通り選定した。

- 議長 野澤 勝君、副議長 岡本 愛祐君

- 出席委員 衆議院側 議長 中島 守利君、副議長 山口喜久一郎君、石田 博英君、倉石 忠雄君、前尾繁三郎君、川本 未治君、福永 健司君、椎熊 三郎君、床次 徳二君、藤田 義光君

本会議の議長を務めます。なお参議院の協議委員長には野澤勝君、又副議長には岡本愛祐君、又衆議院の協議委員長には中島守利君、副議長には不肖山口が当選されました。右報告いたします。

参議院側 議長 野澤 勝君、副議長 岡本 愛祐君、中田 吉雄君、西郷吉之助君、鈴木 直人君、岩木 哲夫君、小川 久義君、矢嶋 三義君

参議院側 議長 野澤 勝君、副議長 岡本 愛祐君、中田 吉雄君、西郷吉之助君、鈴木 直人君、岩木 哲夫君、小川 久義君、矢嶋 三義君

います。そういったと、先ず第一に、日本全国の多くの府県又多くの市町村の首長の任期の満了は、今年の四月の四日でございます。四月の四日から五月の二十日まで四十五日間、日本全国に亘る多くの公共団体の首長がないう空白時代を生ずるのでございす。現下国際情勢が御承知な通りの事情でございます。又予算のほうは三月末日までに各地方の公共団体において決定になります。そのいよいよ執行のときに当りまして、四十五日間も本當の責任者たる首長がないということ、これはいけない、それでこの政府原案を何とかしなければならぬ、こういうふうな考えたのであります。

次に第二といまして、只今石田さんからお触れになりました点に触れるのであります。現在の公職選挙のやりかたによりますと、又政府原案によりまして、この地方の公共団体の首長並びに議員の選挙を二日間二つずつとめて、そのまゝめかたが、現在のやりかたでは首長のほうで先であります。四月四日の任期満了であります。四月四日以前に二十日間にやらなければならぬことになる。それから議員のほうは四月二十九日に満了であります。四月二十九日までにやらなければならぬ、こういうふうになつております。首長が前で、議員が後であります。ところが今度の政府原案では、首長は五月二十日にあと廻しにして、四月二十九日に議員をやる、逆さまになる。これはなぜそういうことになつたか。これは市長会、町村会におきまして大いに反対のありますところでありす。間接選挙の臭味が

ありはしないかという学識経験者の非難もあります。併しそれをどうしないか、参議院のほうにいたしましては、地方団体ごとの選挙に組合したらどうか。つまり今日は、例えて申しますれば浦和市、又は大久保村の選挙で、首長と議員と一緒にやる、それからその次には今度は埼玉県の知事と県会議員の選挙を一日にやる、こういうふうな地方公共団体ごとの選挙にまとめたほうが、選挙民としてもはつきりいたします。又理直から見てもそのほうがいいのじゃないか、こういうふうな考えたのであります。

それではなぜたつた五日間しか空白を置かなかつたかという理由であります。御承知の通り多くの市町村の助役が、四年間遠慮組というのがございす。その遠慮組が選挙に立候補できます。四年間の遠慮であります。四月四日まででは立候補できない、四月五日から立候補ができるのであります。それでそういうかたも、できれば同じスタート・ラインに立ちまして出発をするということが必要である。そこで四月の二十五日という日を選びます。市町村の選挙は、首長でも議員でも選挙の日から二十日前に選挙告示をしなければならぬ。スタート・ラインは二十日前であります。四月の五日から二十日と申せば四月二十四日になりますから、二十日ならいいのじゃないか、こういうふうな考えをしております。三十日を都道府県のほうの選挙、こういうふうな考えるのであります。それからもう一つ、五月の上旬の終り以後になりますと、非常に農繁期になつて参ります。これは東北地方なん

かはまだかも知れませんが、関東、中部地方、近畿地方、中国地方、これは田植の時期であります。それから養蚕の時期であります。これは成るべく避けたほうがよろからう、こういうふうな考えをいたしました。参議院にいたしましては、市町村の選挙、つまり市町村の長と議員の選挙を四月二十五日に行い、五日置きまして都道府県の知事及び議員の選挙を四月三十日に行う、こういうふうな修正をしたい、こういう次第でございます。

○議長(中島守利君) これにて各議院の議決の趣旨及び衆議院において両院協議会を求められた趣旨について説明は終了しました。双方の御説明に對して御質疑がありましたれば、この際簡単にお願いいたします。存じます。○岩本哲夫君 参議院側におきましては、本案に對しての修正要件は、只今参議院地方行政委員長岡本愛祐氏より説明いたしました次第であります。なお私から、先ほど衆議院側の石田さんより衆議院側におきまして御見解を御発表になりました点につきまして、一、二お答えを申し上げて補足をいたしたいのであります。衆議院側におきましての第一に同意し得なかつた理由につきましては、先ほど岡本委員長より説明いたしましたので、私から更に申上げる点はないと思ひます。ただ第二の点であります。即ち国会開会中に選挙の行われるという事は、国会議員が、これに若し忙殺されるといふことになるという事、主要任務である国会議員の職責が盡せないという事、非常な事情なども考慮しておるといふ点であります。これは御尤ものように我々も感じております。

し、参議院においてもこの問題につきましても、相当論議が展開されたのであります。だから私たちがこれを否定するのではありせんけれども、今日まで政府の当第十国会におきまして、今後はわかりませんけれども、主要議案といたしましての予算案、或いはその他の案等を拜見いたしました。問題は、主要議案は、果して国会最終の日まで、これが審議が存続されるかどうか、つきましては、多少意見を持つておきます。例へば予算におきましては、やはり三月三十一日までにこれはいづれかの態度が決定されることと考へます。その他の重要議案といたしましても、果して五月の最終までかかるものがありまして、全国会を通じては、多少の見解の相違はあります。が、どうであろうか。仮りにそれでは政府原案の五月十三日、或いは五月二十日にいたしまして、やはり国会開会中に属するもの、期間に關連するわけでありまして、そういう点等から前後を考へますれば、その問題よりは、先ほど岡本委員長から申上げたような点の要素のほうが強ひ、そのほうが重大である。だから国会開会中に、或るほど全国会議員が、地方議会議選にいろいろ忙殺されることが必らずしもないとは断言できないが、大体の多数の者は、すでに四月に入ればお手すきの向などもあるのではないかと、政府の政策なり野党の態度なり、その他社会的の状況等も、おおよそ只今開会中の国会の審議においてそれらの態度なり趣旨といふものは、もうすでに三月一ぱいの予算の審議終了までには鮮明になつておる。であるから必らずしもこの議論に全部捉はれるということはどうであらうかということであるわけでありす。

それから第三点に御指摘になつておる、参議院の修正意見の五日間の間隔というものは短きに失する、せめて一週間という御議論があるようでありすが、これも私たち御尤もの点と考へるものであります。併しながら元來この地方議会、首長の選挙は、同一の日に執行の一番よいといふことは、もうこれは公認会におきまして、その他どなたでも意見が一致する点と思ひます。ただ同一に行うといふことは、政策なり地方自治の内容に相違を來しては、選挙民に政策、政見の混淆を來し、又選挙執行上極めて間違ひが起りやすいといふような点などから、どうしてもここに区切りを作るがよいならば、区切りを一日相違にするか、或いは三日相違にするか、五日相違にするか、一週間相違にするか、政府原案のように一週間の間隔を設けるかといふことで、選挙事務のいろいろ煩瑣の上において、結局これくらいが適當であらうという御意見等から出ておるようでありす。参議院の修正要件から見ますれば、市町村長及びその議會議員の選挙は、選挙管理委員會の事務はほんの僅かな手数でよいのであります。都道府県の知事及びその議會議員の選挙及び国会議員の選挙の事務と比較いたしまして、三分の一も要しないことは、これは私が申すまでもないのであります。で先にこうした最も手数のかかる選挙を五日先にいたすことは、何ら事実上煩瑣でない、又十分事務もなし得るという

ことは、御承知のごとく昭和二十二年の四月に参議院、衆議院、都道府県知事等の選挙が五日間置きに、過去において昭和二十二年に十分やりおこされた実績、事実がある。決してそれは選挙管理委員会においても煩瑣でも困難でもないという事態等から考えまして、今度は国会議員の選挙はない、而も市町村長及びそれらの議員の選挙事務というものはその三分の一にも足らない、むしろ少ないことは殆どないであり、むしろ立会演説もなければ、そういつたようないろ／＼なことが殆どこれは省略されている簡素な選挙事務でありますから、五日間においてもなし得るといふ各方面の意見等も十分汲み入れまして、そうしてこの五日間という間隔、それから先ほど岡本委員長が申しました今度立候補される旧助役、海軍組等の立候補その他のことも織込みまして、かようにいたしたようなわけでありますので、幸いに御了解を得ますれば仕合せであります。

○権三郎君 衆議院側のほうの事情等を、参議院側のかた／＼の御了解をお願いしたいので一言申し上げたいと思ひます。

自由党の案というものは、只今御説明のように、四月二十九日議員五月二十日首長の選挙、これを全く違つてゐるのは、社会党のほうは、議員の選挙は四月二十九日だが、首長の選挙が四月の十六日にやる、即ち議員の選挙の前に首長の選挙を四月の十六日にやるといふところで、自由党と非常な違いがある。我が党、民主主義の案は四月二十九日、五月二十日という自由党の案に對して、組合せその他趣旨において一致しているのです。ただ違つてゐる

点は、四月二十九日と五月二十日の間が三週間ある。これじや選挙運動を二度やるようなことになつて、地方も迷惑であらうし、いろ／＼全般的な考えかたからして間隔が置き過ぎるというので、組合せその他趣旨は同じだが、それを縮める、そこで一週間縮めたといふのが民主主義の案で、即ち五月十三日に議員、五月二十日に首長の選挙、これが我が党の案であつたのですが、三派おの／＼違つておりますために意見の一致を見るのができないで、衆議院は自由党の案で以て通過して、衆議院が衆議院に回付されました。

この案を検討して見ますと、私ども衆議院で委員会その他で検討したときと組合せが違つております。市町村長、市町村会議員、都道府県知事、都道府県議員、こゝろの組合せは非常に選挙のやりかた、内容としては、我々より一歩進んだ考えかたであつて、非常にいいといふことを僕らは発見いたしました。従つて参議院から衆議院に回付された修正案に對しては、我が党も、社会党も、衆議院では賛成態度を表明しました。併しながら遺憾ながら少数を以て敗れた。その結果どういふことになるかと、政府案も通過せず、参議院案も通過せず、両院が全く対立した考えかたであるといふことになつて、一致点を発見することができないとすれば、国会は地方選挙の期日を定めることができなかったといふ結果になるのであります。そこで私どもは、それは非常に国会の機能の上からいつても、地方の迷惑からいつても遺憾なことであるから、この際両院協議会を開いて一つ相談して見ようといふことが、先ほど申し上げたように協議会の開かれるに至つたゆゑんであります。

そこで私どもは先ほど石田君が説明せられたように、国会開会中にやるといふ選挙はどういふものであるか、その間大きな問題としては、五月一日のメーデー等もあつたりして、非常に選挙に混雑を與へる結果になりはしまいか、成るべくメーデーの機会を過ぎてからのほうが、清純な選挙を行うことに便利ではなからうかといふ考えであります。そこで私どもの考えかたといひましたは、参議院の折角御決定下さいました組合せの問題は、非常にこれはよろしい、これを尊重したい、ただ期日の点で御相談ができるのであるならば、五日以後に、国定終了後にやつてもらいたい。そういうことが私どもの希望で、実はこゝろの点で御了解願うことが出来るかどうかといふのが、私が本日こゝへ出席しております希望なのであります。我々はこのいふ煩雜な面倒な手数をかけずに、折角参議院が修正して下さつたのですから、これはやや遺憾な点があつても、参議院の修正を認めて、一挙に、一日も早くきめてしまふほうが、選挙民諸君の安心するところだと思ひましたけれども、衆議院の形勢はそう行かずに、全く對立の状態にある。そこでこの協議会において何らかお互い譲るべきは譲り、尊重すべきは尊重して、円満な解決をいたして、国会は国会の責任において地方選挙の期日を定めたといふことを実は残して置く、こゝろの考えなのであります。

○中田吉雄君 二、三お尋ねいたしたいと思ひますが、最初に只今石田さん

が、一番に組合せについて御議論があるといふ問題なんです、これは先にも岩木さんから御説明がありましたように、理想としてはこれはもう同時選挙でいいわけでありまして、ただ技術的な難点からだけ、どういふふうにして分けるかといふことが問題で、アメリカなんかでは殆ど同時選挙をやつてい

るやうに、専門員の人から承つております。そこで選挙管理委員会なんかでも、現段階としては分けたほうがいいといふ御意見であつた。そこで、果してそれならどういふ組合せがいいかといふ問題になるのですが、我々といひましたは、選挙民が、今日の選挙は地方の町村会議員、今日の選挙は知事と県会議員、こゝろの選挙にはつきり公共団体ごとによつたほうが、選挙民が意思をはつきりするのにいいじやないか。殊に現在の公職選挙法といふものは、公共団体ごとの同時選挙を予想してゐるわけでありまして、これは市町村長なんかの任期の終了した際には、市町村長と市町村会議員は、選挙前二十日間に少くとも告示してやる。それから知事と県会議員は三十日前に告示してやる。こゝろのいふに公職選挙法の規定といふものは、明らかに公共団体ごとの同時選挙を予想してゐるわけでありまして、それからこの組合せでやりますのは、いわば附加税制度のやうなことがある。町村と県が附加税制度のやうな……、こゝろの制度の長短は、身近な選挙には投票にたくさん出るという利点がありまして、県と村と組合せる、こゝろの利点はあります、併し現状の選挙費用なんか、この選挙で大体四十億くらい要るわけですが、我々の知つてゐるところであります

すが、県の財政事情のいいところでありまして、県が十分な選挙費用を町村に渡してやるが、そうでないところは犠牲を町村に転嫁して、非常な絡み合

いをして、選挙費用の財政負担を転嫁してゐる。そういうことを防ぎます点において、どういふふうに分けたほうがいい、こゝろのいふに公職選挙法は明らかに公共団体ごとの同時選挙を予想するやうな進歩的な立場に立つてゐる。それから四十億にも及ぶ選挙費用を、これは村会のほうへ、これは村長のほうへ、これは知事、これは県といふふうにはつきり分担できるやうな長所があるではないかといふやうな、まあこれ考えまして、同時選挙が全部四月が理想だが、現段階ではできにくい。だから公共団体ごとに分けたほうが一歩前進するのではないか、こゝろのいふにまあ考えたわけですが、石田さんはどういふ意味でこの方法が妥當でないといふふうにお考えであるか、一つ承りたいと思ひます。

○石田博英君 只今御指摘の衆議院側として、参議院修正に同意申上げるのとがでなかつた一点についてであります、私どもも理想をいいたしましては、選挙の煩雜さを省いて同時選挙を行うのが理想的な形ではないかといふ御意見は、十分に承でるのであります。ただやはり只今中田さんもおつしやいました通り、現在の選挙民の状態と申します、その上で同時選挙を行いますと、丁度岩木さんも御指摘されたやうな、選挙民に混同が起りやすいやうな状態にもござります。従つてまあ二つに分けるという点は、これは現在の状態においては止むを得ない、まあこゝろ私もお考へておるわけでありま

の点について先ほどのいろ／＼御意見も承りましたが、地方選挙を控えて、現在地方の首長並びに議員がやはり選挙というものを控えておりますから、非常に仕事の面から浮いている、自治の空白というものが今大きく出て来ているという点について、どういふように衆議院側の皆さんとしては、実情を分析把握されておるか。

次は意見になりますが、私どもの見た範囲内では、実際空白状態を出しているもので、一日も早くこれは選挙をして、落ち着かせなくてはならないというように実情を把握しているのです。が、衆議院側としてどういふふうに把握されているか、これは相当大きな問題だと思ひます。それから第三点として、選挙を分離した場合に、少くとも七日以上という数字が示されたわけですが、参議院側としてはいろいろな場合を考慮いたしまして、而も公職選挙法、公職選挙法と言われても、候補者の氏名の掲示とか或いは立会演説とか、或いはラジオ放送とか、或いは公報とか、こういうものを示すのは知事だけであつて、市町村長とか県会議員、市町村会議員についてはそういう種類のものは全くないわけでありまして、そういう点から五日あれば結構じやないかというところ、五日を出したのですが、そこに七日以上という、二という数字がプラスされているのですが、どういふ根拠或いは感覚から出されたのか、この三点について御質問したい。

○石田博英君 第一点は権熊君からお答え申し上げます。

○権熊三郎君 我々はその衆議院の審議経過の内容を打明けてここで申し上げ

ただで、両院協議会に出て参ります我々の態度は、やはり院議尊重でなければいかん、それは多数決に従うので、それから、私も反対はして、それが多数決で決定したら、それに従うというのが民主主義です。従つて参議院のかたも院議尊重で出て来られているのでしよう。我々も院議尊重で出て来ているのですが、然らば院議はおのずからはつきりしておる、違つておるのですから。それだとそれが絶対的なものであるならば、ここで選挙期日が国会できめられないということになるのです。従つて私はそういう内容を申上げたことは、何かそこに建設的な意見が出て一致点が発見されるのではないだろうか、お互い理由があつて対立しているのです。どこか譲り合ひさえすれば私はきつと一致点が出る。そうすると国会は選挙期日をきめられなかつたという不名誉を担わなくても済むし、責任も果せるし、それがやつぱり国民が望むところだと私は思ふのです。そこで私はなお附言していゝ、あなたがたの考えた組合せのほうは、私どもの考えたような組合せよりも合理性があるように思われるということ、を申上げなくともいいことなんだが、そういう点で参議院側のお考えを尊重したわけでは。

○石田博英君 第二点の、現在地方行政に空白状態が生じておるといふ事実であります。これは実は私も十分承知いたしております。従つて極端に申せば、浮き足立つておる事実も我々は承知しております。特に単に選挙の對象になる首長や議員だけでなく、その首長に使われる地方公共団体の官吏の間にもかなり浮き足立つておつて、地方

行政の円満な運行のためには、大いに支障を及ぼしておる事実も私も承知しておりますので、選挙はできるだけ早くやらなかならんというその原則も、私も決して反対するわけではございませんが、やはり我々としては、それと實際上乱れるであらうと想像される国会の運営ということのウェイトを考へまして、先ほどからお願ひを申上げておるわけでありませう。

それからもう一つの期日の点でございますが、期日の間隔の問題でございますが、その間隔は、地方公共団体の選挙が行われますと、投票日、その次には開票、そして発表となりまして、どうしても選挙終了から二日乃至三日ちよつとした間隔と申しますか、休憩期間みたいなものができてしまふ。そうすると一当りそこでたまるまできたあと、二日か三日というものが又ひよつと選挙運動期間のように出て参りまして、その中に出て来る間隔といふものが、間隔を置いたという意味が、選挙民のほうに与える影響といひます。選挙民側から考へる間隔の意味が薄らぐということが一つと、それから同時に地方におきまして、地方の首長においては往々にして決選投票にならなかならんない場合も出て来るのじやないかと思ひます。そうしますと、その管理委員会としての事務処理上の点もありまされども、選挙に携わつておる者の側からいいたしまして、現実的に往々ダブつておる場合が非常に多いので、これもやはり一週間の程度の間隔を置いたほうが、そういう第一回の選挙を終了したあとの整理、そして次の選挙に臨む態勢というよりなものを円滑にやつて行く上に

おいて適當じやないか、こうまあ私どもは考へておるわけでありませう。先ほど岩木さんから昭和二十二年のときには五日間隔で十分行なえたではないかと、こういうお話がございました。昭和二十二年の選挙は五日間隔で行われたいのは事実であります。その間に申しまして、やはり五日間隔の短さとおきまして、そういうものを感じておる点も相當あり、そういう声も私も聞いておりますので、七日程度の間隔にして頂くほうが適當でないか、余り長いのはやはり困るという点、これは参議院側の御意見と全く同一でございます。そう考へる次第でございます。

○吉川末次郎君 先ほどどなたでしたか、権熊さんだつたかと思ひますが、この期日を参議院の修正案のような四月二十五日及び四月三十日というのを、五月の十日以後という衆議院の意見を支持される論拠の一つとして、メーデーのことをお話になつたと思ひますが、これは我々社会党のような労働組合と非常に密接な関係のある政党の者は、その間の事情が、或いは多少自由党や民主党的なことも、内部的によく知つておるのじやないかと、私多少考へておりますので、御心配のようなことは事実には考へません。それは御承知の如くにメーデー、五月一日の祭りであつて、そこに行なわれるいろいろなお祭りのことといふものが、選挙に直接的間接的に影響を與えて、いわゆる氣勢を添える、或いは選挙に一つの圧力を加えるデモンストレーションになるというように考へておるに

なつていらつしやるのだらうと思ひますが、四月三十日に参議院の案である選挙を完了するのでありますから、その翌日である五月一日に行なわれるところのそうしたパレードであるとか、いろいろなデモンストレーション、その他の氣勢を添えるようなお祭りの行為が、御心配になるようにそれより前に行なわれる選挙に、何らの私は影響を與えないと思ひます。

それはどういふような論拠に基いてそういうことを考へになつておるのであるか、どうも事実上即した考へではないと思ひ、そういう御心配は全然要らないと思ひますが、それについてお答え願ひたい。

○権熊三郎君 それは私は、この問題はしかく議論したくないと思ひます。考へ方があなたとは違つておるようによいと思ひます。私は五月一日のメーデーその一日だけが選挙に影響があると考へておるのじやないのです。ですから、これは余りこゝろいう席上で申し上げないほうがいいと思ひます。あなたのような影響がないという御意見であれば、それをも私は尊重いたします。

○岡本鑒治君 先ほど権熊さん乃至石田さんからお話のありましたことにつきまして、私少し参議院の修正案を審議いたしました点に關連しまして補足させていただきます。実は権熊さんから衆議院における民主党の修正案でございますが、政府原案と違つて、五月の十三日と五月の二十日と、こういうふうな選挙期日をきめたというふうなお話があつたやうであります。実は参議院においても丁度中田君が触れられましたように、そういう案

があらつと出たのであります。ところがそのとき実は私が反対をいたしましたのであります。それくらいならば私は、政府原案のほうがいいということに申ししたのであります。それはなぜかと申しますと、政府原案では、少くとも議員の任期は四月二十九日に切れて、四月二十九日に議員の選挙をするのでありますから、だからまあ間隔は殆んどないのであります。ところが五月の十三日及び二十日に議員の選挙をいたしますということになりますと、

だけを申上げて置きます。

○岩本哲夫君

先ほど石田さんの御意見のウエイトの問題、国会開会中の問題であります。これは見解の相違する点かも知れませんが、今も岡本委員長からも申しました通り、いづれにしても国会開会中の選挙運動というものが大なり小なり関連するという問題であります。元来国会議員が応援に行けるとか行けないという問題は便宜、都合論でありまして、やはり地方分権なり地方自治の確立という問題と諸般の事態から考えましても、国会議員が応援に行ける便宜がいかに五月の何日ということは、而も重大なる予算が決定しても、おの／＼の地方自治体の首長なりその構成する議員がおらない、非常に長い空白期間で、この時局の重大なときに責任者がおらないという事態のウエイトを考えますれば、そういう便宜論に五月十三日、二十日の日を重点的に考えられておるといふことは、私は重大な問題であると思ひますので、やはりこれは地方自治なり地方の実体というものを、政府自体もやはり現在日本のある姿、地方分権の確立、地方自治の達成ということに大きな政策目標が視野を通じて一致している点でありますから、便宜論にウエイトを置くような印象を受けることは、複雑なる政治問題にもなる虞れあるように考えるわけでありまして、五日の間隔につきましては、先ほど中田さんからも矢嶋君からもお話がありました工合に、公職選挙法の建前から見まして、過去における昭和二十二年の四月二十日に参議院が行われ、四月二十五日に衆議院、四月三十日に

地方自治の首長の選挙が行われた。而も公職選挙法、最も厳正な、一番最初の事実から見ても、五日間隔にされてもいいという事態がありますので、これが又何かになるという問題については相宜御研究をして頂きたいと、我々は希望として申すわけでありまして。

先ほど院議尊重の問題もありましたが、当然衆議院側のかたへは、院議尊重の建前を出ているわけでありまして、おの／＼からこれらの案が衆議院で決定された場合における態度におきましては、多少違つておるかたへも見えられておるわけでありまして、院議尊重の建前については勿論当然のことでありまして、この内容におきまして、且つ本日この会議におきまして、発言の内容も又違つておるといふうな中にも何だか二様の意見があるやうな、もとより何かとめたいといふところの議論は尤もであります。院議尊重の建前を出ておるこの意見につきましては、ここに多少又議論の余地があるのではないかと申すのでありますが、尤も私たちが又国民一般も疑念を持つておられる点は、先般の休会以前に、参議院でこの案が修正決定してから後に、自由党の幹事長である佐藤氏からも新聞及びラジオで参議院の修正意見を呑むつもりでその通り決定するであろうといふことは、もう数度に亘つて報道されたことは、これは御承知の通りであります。又当面の責任者である岡野閣務大臣におかれましては、同様な見解は数度に亘つて言明されておるのであります。ところがそういう工合に皆印象を持つておるし、又

そうなたんだらうという早合点して、早くも書類をすら整えている地方の自治体等もあるのに、今回衆議院においてそういう当の責任者、又当該閣務大臣がそういうことを言われた。これは非公式かも知れませんが、併し数度に亘つての発表というもので、一般印象というものが了承されておつたのが、突如として反対の態度が現われた。この間の理由も私たちが何つて置きたいと思ふのであります。

私たちが大体参議院の修正意見につきまして、各地方自治体の意見を求めましたところ、大多数が衆議院の修正意見がよいという回答が現われておる。そういうような事態等から見まして、成るほど院議は、先ほど来の本協議会を開催するといふゆえんに基く院議の御決定の次第はわかるのでありますけれども、何とかこういう事情につきましてこの際本協議会で勘案の必要があるのではないかと、かように思ふのです。が、如何でしょうか。

○床次徳二君

先ほど岡本参議院委員長からの御話がありましたが、議員の選挙を延長することによつて空白がなくなるのじやないかという御話がありました。これに對しましては、実は私も一つ一つの便法を講じてあります。選挙までの間は引續いてその議員として職務を行ひ得るという一項を加へまして、地方団体に空白の期間が起るといふことのないように職務を行ひ得るだけの途を講ずるといふ便法を考へておつたのです。なお七日を空けるということにつきましては、先ほどいろいろ／＼な理由のお話がありましたが、実は十三日と二十日でありまして、どちらも日曜日で、これは非常にと、選挙に都合がいいということを考へておつたのであります。これは話題になつたので御説明して置きます。

○吉川末次郎君

さつきの熊熊さんのメーデーに関するところについての御答弁なんです。御答弁がなかつたわけなんです。漏れ承ねるところによると、間違ひかも知れませんが、今のことがやはりこの問題について相当衆議院側で御主張を御構成になつた考へ方の深いものになつておるかと聞いておるのですが、私申し上げたことは、極めて虚心坦懐に、何の含みもなく、別腹に一物あつてそういうことを申し上げておるのでは決してないので、事実ありのままに考へるし、又事実をうたと思つておるのですが、ところが熊熊さんの答弁については、その理由についてはここでは明言できないといふやうなお答えだつたと思ふのですが、それはどうも私にはわからないのです。

○熊熊三郎君

議論したくないのです。

○吉川末次郎君

議論したくない。何故然らばさつきのういふことをお言ひになつたのであるか。又そういうふうになつた自由党や何かのほうでもお考えになつておるやうなことで、そのメーデーを外すといふこと、それは私は四月三十日まで完了してしまふは何らの憂いはないと考へるので、その点は一つもう少し御親切にやはり御答弁願わないと、こちらにはよつとわかりにくいのですが、別にここで御答へを願うのに差支えるやうなことは私はないと思ひますが、差支えるやうなことがあれば、もつと我々にはつきり知らしめて頂きたいのです。

○議長(中島守利君)

それは、懇談会に入りますから、懇談会のときに……

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案内閣協議会決議第一号 昭和二十六年一月三十日

地方自治の首長の選挙が行われた。而も公職選挙法、最も厳正な、一番最初の事実から見ても、五日間隔にされてもいいという事態がありますので、これが又何かになるという問題については相宜御研究をして頂きたいと、我々は希望として申すわけでありまして。

先ほど院議尊重の問題もありましたが、当然衆議院側のかたへは、院議尊重の建前を出ているわけでありまして、おの／＼からこれらの案が衆議院で決定された場合における態度におきましては、多少違つておるかたへも見えられておるわけでありまして、院議尊重の建前については勿論当然のことでありまして、この内容におきまして、且つ本日この会議におきまして、発言の内容も又違つておるといふうな中にも何だか二様の意見があるやうな、もとより何かとめたいといふところの議論は尤もであります。院議尊重の建前を出ておるこの意見につきましては、ここに多少又議論の余地があるのではないかと申すのでありますが、尤も私たちが又国民一般も疑念を持つておられる点は、先般の休会以前に、参議院でこの案が修正決定してから後に、自由党の幹事長である佐藤氏からも新聞及びラジオで参議院の修正意見を呑むつもりでその通り決定するであろうといふことは、もう数度に亘つて報道されたことは、これは御承知の通りであります。又当面の責任者である岡野閣務大臣におかれましては、同様な見解は数度に亘つて言明されておるのであります。ところがそういう工合に皆印象を持つておるし、又

そうなたんだらうという早合点して、早くも書類をすら整えている地方の自治体等もあるのに、今回衆議院においてそういう当の責任者、又当該閣務大臣がそういうことを言われた。これは非公式かも知れませんが、併し数度に亘つての発表というもので、一般印象というものが了承されておつたのが、突如として反対の態度が現われた。この間の理由も私たちが何つて置きたいと思ふのであります。

私たちが大体参議院の修正意見につきまして、各地方自治体の意見を求めましたところ、大多数が衆議院の修正意見がよいという回答が現われておる。そういうような事態等から見まして、成るほど院議は、先ほど来の本協議会を開催するといふゆえんに基く院議の御決定の次第はわかるのでありますけれども、何とかこういう事情につきましてこの際本協議会で勘案の必要があるのではないかと、かように思ふのです。が、如何でしょうか。

○床次徳二君

先ほど岡本参議院委員長からの御話がありましたが、議員の選挙を延長することによつて空白がなくなるのじやないかという御話がありました。これに對しましては、実は私も一つ一つの便法を講じてあります。選挙までの間は引續いてその議員として職務を行ひ得るという一項を加へまして、地方団体に空白の期間が起るといふことのないように職務を行ひ得るだけの途を講ずるといふ便法を考へておつたのです。なお七日を空けるということにつきましては、先ほどいろいろ／＼な理由のお話がありましたが、実は十三日と二十日でありまして、どちらも日曜日で、これは非常にと、選挙に都合がいいということを考へておつたのであります。これは話題になつたので御説明して置きます。

○吉川末次郎君

さつきの熊熊さんのメーデーに関するところについての御答弁なんです。御答弁がなかつたわけなんです。漏れ承ねるところによると、間違ひかも知れませんが、今のことがやはりこの問題について相当衆議院側で御主張を御構成になつた考へ方の深いものになつておるかと聞いておるのですが、私申し上げたことは、極めて虚心坦懐に、何の含みもなく、別腹に一物あつてそういうことを申し上げておるのでは決してないので、事実ありのままに考へるし、又事実をうたと思つておるのですが、ところが熊熊さんの答弁については、その理由についてはここでは明言できないといふやうなお答えだつたと思ふのですが、それはどうも私にはわからないのです。

○熊熊三郎君

議論したくないのです。

○吉川末次郎君

議論したくない。何故然らばさつきのういふことをお言ひになつたのであるか。又そういうふうになつた自由党や何かのほうでもお考えになつておるやうなことで、そのメーデーを外すといふこと、それは私は四月三十日まで完了してしまふは何らの憂いはないと考へるので、その点は一つもう少し御親切にやはり御答弁願わないと、こちらにはよつとわかりにくいのですが、別にここで御答へを願うのに差支えるやうなことは私はないと思ひますが、差支えるやうなことがあれば、もつと我々にはつきり知らしめて頂きたいのです。

○議長(中島守利君)

それは、懇談会に入りますから、懇談会のときに……

○鈴木直人君 私は皆さんの御意見、
質疑応答の形において行なわれた御意

○議長(中島守利君) 只今の御意見は御尤ものように考えます。丁度晝の時

するのには、専ら大衆の意思が、民意

は御尤もであります。私も、少しでも早くこの問題を解決しまして、そうし

見を拜聴しているのであります。この協議会の議事の進め方でございます。が、勿論、衆議院は衆議院の院議を尊

うして一時間ありましたらいいでしょうから、二時から開会いたします。

票するという、投票させるというよう
な法律でなくてはならんわけです。岩

て国民一般にその心構えを伝えたいと思つております。三時に再開します。

重しておられることは明らかであり、又参議院は参議院の院議を尊重しておられることは明らかであります。が、これの協議会を聞くゆえんのもの、何か、両方の食い違ひの打開策が（そう、子う」と呼ぶ者あり）あるまいかというこ

○石田傳義君　ちよつと一言、藤田君も御発言の希望があるのですが、簡単にやらせて頂きまして休憩されるののは、異議がございません。

○議長(中島守利君)　休憩の後にやつたらどうでしょうか。

木さんも言われました通り、自治の旗
化の線に沿うためには、民意が広く反
映されなければならん。その点から騰
繁期であること、国会開会中であるこ
と、或いは中田さんの言わうとした自
治の精神、憲法の規定、こういうもの

は、即刻にも問題をきめたいと思はれます。併し何と申しても、各院議で決定された問題であり、ここでもうしてもその問題をどこまでも固執すれば、この問題に不成立に終るもので、どうか諸君にお願いしまして、是非とも寛大なお考えを以て、そうして幾分ずつでも歩歩

とのために、それをまあ頭に置いてお互いの主張するところを聞いておる、こういう段階に私はあるのだらうと思ふのです。そこで、まだございますようでありますけれども、私こうしてお聞きしている範囲内においては、大

○藤田義光君 鈴木委員の御発言に關連しておりますから……。これは非常き
に委員諸君には失礼なことかも知れま
せんが、実は公職選挙法を見ますと
と、その三十三條に、任期の三十日前
以内ならいつでも選挙がやれる、それ
以外なら三十日前

を自治体に反映するのはいつが一番いいかという観点からの論点が、やや弱かったです。ようやうに拝聴いたしております。議長に大変失礼でございますが、休憩後の再開協議会におきましては、その後の進行を今少し早くつて頂いたらどう

して、この案を成立せしめるようにしてもらいたいということを併せてお願ひ申上げる次第であります。川本君がまだ御意見が少し残っておりますから、休憩に入る前に御聴聴を願います。成るだけ簡単に願ひたいと思います。

この根拠も明らかになつたように思われまふし、又その間において何かこんなふうにしたならば、お互いにも歩み寄りができないかというやうな案もあらはらへ聞いているやうな点もあるわけだ。

から選挙告示は、東京の三月三日以前に
行はれ、現行法では、二月二日か三日に告
示することになります。ところがこの告示の
期日に關しましては、學者の意見も言つて
おります通り、六十日以上前でもよろしい
のでございませう。

うか。非常にその告示は迫つております。現行法は生きておりますから、すでに四国の或る県においては、告示を一日にするというはつきりした情報がある警務側に入つております。こういう事態に処しまして、一つ両院の代表に

○川本末治君　簡單にほんの御参考までに申上げて置きますが、先ほど岩本さんのお説の中に、参議院の案が正しいということ、地方公共団体のほうからという御意見がございましたこと、それから五日の間隔

のことから申上げましたが、今直ぐのこと
でその中間的なものを編み出すといふ
ことも急にできませんし、又参議院は
参議院として、どこまでもこの流れ
で行くということは、この協議会が必
ず上今ここで急にきめてしまうと

す。六十五日前でもよろしい、そうりますと昨日、今日全閣選挙管理委員会に入つた情報によりますと、恐らく岸長の、次回の選挙の当落に微妙な立場にある首長は、二月一日頃相当告示するんじゃないか。そうして三月の五、

選ばれました協議委員としましては今
いで、大体言うべきことを言い盡した
という鈴木委員の御発言でありました
が、そういう面で一つ議事を進行して
頂きたいと思ひます。この際、できま
したら議長から、大体何時までに、結

が實際に適當であるということについ
ての御意見がございましたが、私も幸
ひながら参議院の地方行政委員とし
まして、参議院のこの案が参議院で議決されま
して以来、同様相當調査をしておるよう
に聞いておりますが、必ずしも参議院

うこともできませんし、まあ一時でございませうし、適當なときにおいて、より以上その際に質問をされるかたにされて、そうしてまあ大体においてつ打切られまして、次の会合に移らねば御相談をせられることを望みます。

六日頃選挙をやるんじゃないかといふはつきりした情報が入つております。その緊急の際におきまして、今なお本院議会が遅々として進捗しないといふことになりますと、地方自治が非常な混亂します。先ほど来兩院の御発言

を出したいというような議長の腹がま
りましたら、我々もこの問題の審議の
非常に有力な参考になりますので、お
の所属の政党もございまするし、
或いは背景の自治体もございますの
で、その点との連絡もする都合があり

の岩木さんのお話のようにでもない。意見も多数あります。それから、議院の現在おきめになりました案が、必らずしも賛成だと言わない人もた

○榎三郎君 この際どうでしようか、懇談会にしてみらつて、もう少し和やかに話合つたらどうですか。

ございまして、而もその理由はよく承りました。論議の焦点が、どうも投票者の立場という点から少し中

ますから、大體中島議長の心算を聞き、
聽することも必要じゃないかと思ひま
すが、如何でございましょうか。

さんございますことだけを、衆議院の
地方行政の建前としてちよつと御参事

までに申上げて置きます。それだけでございませう。

○議長(中島守利君) それでは暫時休憩しまして、二時半から再開いたします。

午後一時六分休憩

午後三時開会

○議長(中島守利君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先刻休憩前の鈴木君、石田君の御意見もありまして、急速な議事の進行を計りたいと存じます。この際この委員会を懇談会にいたしまして、そうして御協議を願うようにいたしたいと思ひます。御異議ありませんでしょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中島守利君) 御異議ありませんければ、さうに決定いたします。

午後三時一分懇談会に移る

午後三時二十分懇談会を終る

○議長(中島守利君) これにて懇談会を閉じます。暫時休憩いたします。

午後三時二十一分休憩

午後四時五十一分開会

○議長(中島守利君) これより再開いたします。

この際参議院側の野澤君から発言を求められております。これを許します。

○野澤勝君 只今議長から発言を許されましたので、この際参議院側の地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案について意見を申し上げます。参議院側といたしましては、過般修正案を出しまして、その修正案の内容は、四月二十五日に市

町村長、市町村会議員、四月三十日に都道府県知事、都道府県会議員の選挙を行う期日をきめて、院議決定いたしましたのであつたわけでありませう。ところが衆議院側においてこれが否決になつて、遂に兩院協議会になつたのであります。参議院側としては、院議決定が正しいと信じておるのでありますけれども、折角兩院協議会が持たれた切迫し、且つ又地方のそれらの関係者もこの問題のために相当心配し、且つ又行政事務にとりましても、スランブに陥るような傾向にあるやに聞いておりますので、こういう点を勘案し、心配いたしましたので、できるだけ一つ善処しようというところで種々協議をして参りました。その結果、いろいろ意見もありましたが、最低線の譲歩と言いましよるか、まとまつた意見は、期日の点において、四月二十五日の市町村長、市町村会議員の選挙日を二十三日にするということ、一つこの際話をまとめようというところで、〔賛成〕「異議あり」と呼ぶ者あり、決定いたしました。但し只今岩木君の異議ありという御意見もあつた通り、岩木君はこれに對していろいろ御意見もあるやうであります。他は全部右の意見に一致したわけでありませう。衆議院側におきましても、参議院側のこの精神をお汲み取り願ひまして御協力願ひたいと思ひます。

○議長(中島守利君) ちよつとお待ち下さいまして、只今野澤君から御提議になりましたのを協議会の協議案として、議を進めるのに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(中島守利君) 御異議なしと認めます。

〔岩木哲夫君「異議あり、異議があります」と述べ〕

○議長(中島守利君) 議題にしてから……、今野澤君の意見はまだ議題になつておりませんから……。

〔岩木哲夫君「併しそれは多数決でやればよいので、私は異議がありません。採決を願ひます」と述べ〕

○議長(中島守利君) 岩木君からこれを協議案を協議会の議題とすることについて御異議があります。そのため採決いたします。

野澤君の御提議になりました案を、協議会の協議案として議事を進めることに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

〔起立者多数〕

○議長(中島守利君) 多数、さう決しました。

○岩木哲夫君 私は只今参議院側の野澤議長から提案されました修正案に反対をするものであります。理由は、もう先ほど来の協議会におきまして、双方相当論議も盡されておる点に多数含まれておると思つておりますが、特に参議院の野澤議長から提案されたのは、この市町村長及びその議会の議員の選挙期日を二日前にする、即ち都道府県知事及びその議会の議員の選挙の参議院原案の五日開きというものを七日にしようということなんであります。この理由は、先ほど来の協議会におきまして、衆議院側において相当論議があつた点、即ち選挙管理委員会等において事務の取扱ひが煩瑣であつて非常

に困難だ、よつてこれを七日間にしようというのが論拠であることは、煎じ詰めたところで、皆さん御異議はないと思つてあります。ところがこれにつきましては、或るほど選挙管理委員会は五日の期限よりは七日がいい、七日よりは十日がいい、それはもう事務上案なことはわかり切つておりますから、希望として五日より七日がよいという議論はわかるわけでありませう。併しながらこれは過去において、私が先ほど来申上げました通り、昭和二十二年の四月二十日には参議院の選挙があり、二十五日には衆議院の選挙があり、三十日は首長等の選挙があつて、而もこれは公職選挙法で、非常に煩瑣な事務手續、手数が要されておるもので、それはやり過ぎておるのであります。ところが今度の市長及び市会議員等の選挙は、公職選挙法といえども、先ほど来矢嶋君が言われました通り、すべての手続といふものは非常に簡単で、何一つ立会演説があるわけでもなし、ラジオの演説があるわけでもなし、その他いろいろの手数といふものは非常に簡略で僅かでありませう。で、過去においてこういう手数のあるのですら五日間で三つ連続的にやつた実績において、今回それがやれないといふことはないのであります。よつてこれは選挙管理委員会のかたがたにも、これは先ほど隣りで参議院側の協議の中にも、社会党の中田君が証明いたしておられます。選挙管理委員会の委員長においては、五日間でやれますといふことを言つておられます。それはもつと長いほうがいいといふことはわかりませうが、絶対やれないといふことは絶対ない。この四月二十五日、三十

日の修正意見を司令部に出すときでも、選挙管理委員会のかたがたの意見を聞きまして、或るべく七日がよいが、それはもうやれと言へば仕方ありません、やりましようといふことで司令部に出したわけでありませう。当時司令部は、選挙管理委員会の意見もよく聞いてくれといふことで、更に聞きましてやれといふことで、更に聞きましてやれといふことで二十一日、三十日という日にきまつたのであります。従つて衆議院側が七日間でなければ選挙管理委員会が事務が整はん、まとまらんといふことを根拠としてこの案を固持し、又参議院の別のかたがたにおきましてこういう論拠、本旨において修正を出される、ほかに理由があると思ひますが、出されるといふことは、甚だ根拠が薄弱である。これによつてもつと不自然ないろいろの問題が起るという事柄のほうが、私はウエイトが大いと思つております。ですから、皆さんがこれに御賛成なさるのは御自由でありますけれども、その妥協修正案というものの論拠は、私が今申上げました通り、適切でないといふ確信を以て私は反対するわけでありませうから、この辺は明らかにして置きたいと思ひます。

○議長(中島守利君) 他に御意見もないうでありますから、採決いたします。

〔起立者多数〕

○議長(中島守利君) 岩木君を除き、全部賛成であります。出席協議委員の三分の二以上であります。よつて只今の協議案は兩院協議会の成案となりました。

なお成案の案文整理等につきまして、議長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(中島守利君) 御異議なしと認めます。以上で本協議会の使命たる問題は終了いたしました次第であります。

○野溝勝君 この際御了解を得て置きたいと思ひます。というのは、只今成案は議長に一任するというところに国会法でなつておりますから、それに異議はないわけですが、成案の内容について議長に一任して、その内容はどうかというような御意見もありはせんかと思ひますので、参考のために私から内容を申し上げます。と申し上げますのは、この前の参議院の案であります。内容の一部を更改しただけであります。と申し上げますのは、参議院議決案第一條及び第二條中「四月二十五日」を「四月二十三日」に改める。その他は、参議院議決案の通りとする。この点だけでありますから、さよう御了承願ひます。

○議長(中島守利君) 誠に今日の議長は万事不行届きでありました。これでは私どもの任務が果し得たのであります。皆様の御同情に対して厚くお礼を申し上げます。簡単であります。それでは散会いたします。

午後五時五分散会

賛成者数及び氏名 十八名

山口喜久一郎君 石田 博英君
倉石 忠雄君 前尾繁三郎君
川本 末治君 福永 健司君
椎熊 三郎君 床次 徳二君
藤田 義光君 棚橋 小虎君

中田 吉雄君 野溝 勝君
吉川末次郎君 岡本 愛祐君
西郷吉之助君 鈴木 直人君
小川 久義君 矢嶋 三義君
反対者数及び氏名 一名
岩木 哲夫君

地方公共団体の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案
両院協議会成案
参議院議決案第一條及び第二條中「四月二十五日」を「四月二十三日」に改める。
その他は、参議院議決案の通りとする。

昭和二十六年二月七日印刷

昭和二十六年二月八日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所